

【大阪府からのお知らせ】

薬局機能情報に係る報告及び地域連携薬局・専門医療機関連携薬局に係る認定(更新)申請・届出等の窓口は大阪府です。

①地域連携薬局・専門医療機関連携薬局について

地域連携薬局(医薬品医療機器等法第6条の2)及び専門医療機関連携薬局(同法第6条の3)の認定を受ける場合は、**認定(更新)申請書類**を提出してください。

また、申請内容のうち以下の(1)～(4)の事項を変更する場合は、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局に係る**変更届**を提出してください。

- (1)薬局の名称【あらかじめ届け出なければならない事項】
- (2)薬局開設者の氏名又は住所
- (3)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名(薬局開設者が法人の場合のみ)
- (4)傷病の区分に係る専門性の認定を受けた常勤薬剤師の氏名(専門医療機関連携薬局のみ)

地域連携薬局等と称することをやめたことにより認定証を返納する場合(薬局を廃止した場合も同様)は地域連携薬局、専門医療機関連携薬局に係る**廃止届**を提出してください。

《各種様式等》

<https://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=24688> からダウンロードしてください。

②薬局機能情報提供制度について

薬局開設者は、患者が薬局を適切に選択するために、薬局に関する情報を報告する義務があります。(同法第8条の2)

医療機関等情報支援システム(G-MIS)によるオンライン報告

- (1)新規報告：**初めに、新規開局に伴う G-MIS の ID(アカウント)を速やかに取得し、新規報告を行ってください。**
- (2)随時報告：報告内容に変更があった場合、**随時報告**してください。薬局開設許可を廃止した場合も、必ず G-MIS に廃止日を入力し、報告してください。
- (3)定期報告：毎年1月から報告期限内に、前年12月31日時点の情報(実績)を報告してください。必ず**毎年報告が必要**です。

◎報告内容は、令和6年4月から「医療情報ネット」により公表しています。

手続きの詳細は、「大阪府薬局機能情報提供制度に関して(大阪府HP)」をご確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/kouhyo-system/kinouzyouhou.html>



【詳細はこちら↑から】

《提出・問合せ窓口》

薬局所在地	地域連携薬局 専門医療機関連携薬局	薬局機能情報
大阪市、堺市、東大阪市	大阪府健康医療部生活衛生室薬務課 TEL：06-6944-7129	大阪府健康医療部 生活衛生室薬務課 TEL：06-6944-7129
豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町	大阪府茨木保健所生活衛生室薬事課 TEL：072-620-6706	
守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市	大阪府守口保健所薬事課 TEL：06-6993-3135	
八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	大阪府藤井寺保健所生活衛生室薬事課 TEL：072-952-6165	
岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	大阪府泉佐野保健所生活衛生室薬事課 TEL：072-464-9681	